

社援保発0329第1号
平成25年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

(別紙)

新 旧 対 照 表

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現 行
<p>第1 世帯の認定 (略)</p> <p>第2 実施責任 問7 (略) 答 お見込みのとおりである。 なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等がある。 また、平成18年3月31日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</p>	<p>第1 世帯の認定 (略)</p> <p>第2 実施責任 問7 (略) 答 お見込みのとおりである。 なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等がある。 また、障害者自立支援法施行時に現に障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</p>
<p>第3 資産の活用 問9の2 (略) 答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。 また、概ね6か月経過後、保護から脱却していない場合においても、保護の実施機関の</p>	<p>第3 資産の活用 問9の2 (略) 答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。 なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用</p>

判断により、その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

問18の2 高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等をする事は認められるか。

(新設)

答 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いとしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第1-5の要件を満たす場合には世帯

分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的であると認められること。

2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。

3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）に充てるものであること。

4 やり繰りで生じる預貯金等で対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

第4～第11 (略)

第12 調査及び援助方針等

第4～第11 (略)

第12 調査及び援助方針等

問2 (略)

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領の一部改正について」(平成25年3月1日社援発0301第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

第13～第14 (略)

問2 (略)

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領」(平成21年7月9日社援保発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

第13～第14 (略)